

愛知教育大学動物実験実施に関する内規

(2007年10月17日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、愛知教育大学動物実験規程(2006年規程第75号。以下「規程」という。)第13条及び第42条の規定に基づき、動物実験に関し必要な事項を定める。

(動物実験計画書の提出期限)

第2条 規程第9条第1項及び第2項に規定する動物実験責任者から学長への動物実験計画書(以下「計画書」という。)の提出期限は、実験開始希望日の2か月前までとする。

2 規程第9条第3項の規定に基づき、動物実験計画の内容を変更しようとする場合は、速やかに計画書の変更の申請をしなければならない。

3 前項の規定に関わらず、動物実験実施者の変更のみの場合は、動物実験実施者変更届(様式1)の提出をもって、計画書の変更の申請に代えることができる。

(動物実験計画書の審査結果報告期限)

第3条 規程第11条に規定する動物実験委員会(以下「委員会」という。)から学長への計画書の審査結果報告期限は、実験開始希望日の14日前までとする。

2 規程第12条に規定する学長から申請者への通知は、前項の報告後直ちに行うものとする。

(動物実験実施結果報告書の提出期限)

第4条 規程第19条に規定する動物実験責任者から学長への年度ごとの動物実験実施結果報告書(以下「報告書」という。)の提出期限は、翌年度の4月30日までとする。

2 学長は、規程同条第2項の規定に基づき委員会に諮問した結果を、必要に応じて動物実験責任者に助言するものとする。

(飼養保管施設設置承認申請書の提出期限)

第5条 規程第20条第1項に規定する動物実験責任者から学長への飼養保管施設設置承認申請書(以下「飼養保管施設申請書」という。)の提出期限は、飼養保管施設設置希望日の2か月前までとする。

2 飼養保管施設の内容を変更しようとする場合は、速やかに飼養保管施設申請書を再提出しなければならない。

3 再提出のあった飼養保管施設申請書の審査等については、設置承認申請の際の手続きを準用するものとする。

(飼養保管施設設置承認申請書の審査結果報告期限)

第6条 規程第20条第2項に規定する委員会から学長への飼養保管施設申請書の審査結果報告期限は、飼養保管施設設置希望日の14日前までとする。

2 前項の報告を受けた学長は、承認又は非承認を決定し、直ちに申請者への通知を行うものとする。

(実験室設置承認申請書の提出期限)

第7条 規程第22条第1項に規定する動物実験責任者から学長への実験室設置承認申請書(以下「実験室申請書」という。)の提出期限は、実験室設置希望日の2か月前までとする。

2 実験室の内容を変更しようとする場合は、速やかに実験室申請書を再提出しなければ

ならない。

- 3 再提出のあった実験室申請書の審査等については，設置承認申請の際の手続きを準用するものとする。

（実験室設置承認申請書の審査結果報告期限）

第8条 規程第22条第2項に規定する委員会から学長への実験室申請書の審査結果報告期限は，実験室設置希望日の14日前までとする。

- 2 前項の報告を受けた学長は，承認又は非承認を決定し，直ちに申請者への通知を行うものとする。

（施設等の廃止届の提出期限）

第9条 規程第25条に規定する動物実験責任者から学長への飼養保管施設廃止届及び実験室廃止届の提出期限は，当該施設等を廃止しようとする2か月前までとする。

（飼養保管標準操作手順の提出）

第10条 規程第26条の規定に基づき飼養保管の標準操作手順を作成した管理者及び実験動物管理者は，速やかに学長に提出しなければならない。

（実験動物飼養保管記録の提出期限）

第11条 規程第32条第2項の規定する実験動物管理者から学長への実験動物飼養保管記録の提出期限は，翌年度の4月30日までとする。

（緊急時の対応計画の作成）

第12条 規程第36条の規定に基づき地震，火災等の緊急時の対応計画を作成した管理者は，速やかに学長に提出しなければならない。

（教育訓練実施記録の保存）

第13条 規程第37条第2項の規定に基づき，学長は教育訓練の実施記録を保存するため，教育訓練実施記録（様式2）を作成しなければならない。

附 則

この内規は2007年10月17日から施行する。